

国立大学法人横浜国立大学

エコキャンパス構築指針に基づく行動計画の実施要項

平成13年3月 環境保全委員会策定

平成18年7月 キャンパス委員会改正

本要項は「国立大学法人横浜国立大学エコキャンパス構築指針」に示された行動計画の基本となる取組を示したものであり、毎年、本要項に基づき、より具体的な行動計画を策定するものとする。

1 環境を意識した教育・研究

(1) 環境問題を理解し、必要な知識や行動力を備えた人材の育成に配慮する。

- (ア) 学生に対してYNU広報、YNUニュースなどの学内広報誌により環境保全に向けた広報活動を行う。
- (イ) ゴみの分別収集・ポイ捨て禁止等のポスター及び環境保全のキャッチフレーズなどを学生から募集する。
- (ウ) キャンパス内自然マップを作成し、掲示する。
- (エ) 新入生へのオリエンテーション時にエコキャンパスの構築に必要な内容を周知し、その実践の徹底を図る。
- (オ) 薬品や廃液の正しい取り扱いや処理方法について周知し、その実践の徹底を図る。
- (カ) 学生、教職員を対象に環境保全に関する講演会やセミナーを企画・開催するとともに、教職員に対しては環境保全意識の向上を図るために研修などを実施する。

(2) 環境への影響に配慮した実験・研究を推進し、環境教育の充実を図る。

- (ア) 毒物・劇物・化学物質等の管理を徹底する。
- (イ) 濃厚廃液、実験系排水、生活排水の分別を徹底する。
- (ウ) 消費電力の少ない機器や再生材の使用比率が高くリサイクルしやすい設計のなされた機器の使用を促進する。
- (エ) 省資源・省エネルギー及び廃棄物の適切な処理とリサイクルの推進各学科及び研究室単位に学生の進級・進学時のオリエンテーション等で指導する。
- (オ) 教職員が学生に対して環境教育をするための講習会を実施する。

(3) (財) 自然保護協会等の関係機関と連携を図り、環境教育のための教材開発を推進する。

- (ア) エコキャンパス関連の情報共有を行うネットワークを他大学をはじめ(財)自然保護協会等に提案する。

(イ) エコキャンパス構築のための学生及び教職員用の環境教育教材を教育人間科学部及び環境情報研究院などの専門の研究者で開発を行う。

(4) 地域の環境分野の研究拠点として、関係機関と連携し共同研究を推進する。

(ア) 地域の関係機関にシーズ情報（研究課題）、研究シーズ、特許情報等）を提供し、共同研究を推進する。

(イ) 地域の関係機関、企業等からニーズ情報を受け入れ、学内の関係教官に情報を配信し、共同研究を推進する。

(地域の関係機関の例)

関東通商産業局、横浜市工業技術支援センター、かながわ研究交流推進協議会、(財)横浜産業振興公社、TAMA産業活性化協議会、(財)大田区産業振興協会、横須賀リサーチパーク（YRP）研究開発協議会

(5) キャンパス内の自然環境を生きた教材として有効利用を図る。

(ア) 一般学生に対して、教養教育科目の講義のなかで、キャンパスの自然観察やキャンパスを使った実習などを引き続き行う。

(イ) 環境科学関連の専門の学生・大学院生に対して、専門の授業でキャンパスの自然観察やキャンパスを使った実習などを引き続き行い、各種論文などの材料として今後も有効利用を図る。

(ウ) 毎年度末にキャンパス内で行った研究成果の全学合同発表会を行うとともに、過去の研究論文のリストを作成する。

(エ) キャンパスの公開等に合わせて、地域住民を対象にキャンパス内の自然環境を紹介する各種イベントを行う。

(6) 環境分野に関するセミナー、講演会及び公開講座等の開催を推進する。

(ア) 学内関連部局等主催又は共催のセミナー、講演会及び公開講座を開催する。

(イ) 学内外のセミナー、講演会及び公開講座等に対して後援及び協賛を行う。

(7) 「エコキャンパス白書」（環境報告書）の公表、情報提供及びボランティア活動等により、学生・教職員に対して環境問題への理解の醸成を図る。

(ア) 「行動計画」の成果を評価するため「エコキャンパス白書」（環境報告書）等を公表する。

- (イ) 大学の活動により、どのような環境負荷がどの程度生じているか、その現状と問題を把握する。
- (ウ) エコキャンパス実現に向けた環境分野の学内ボランティア組織をつくりボランティア活動に参加するための環境づくりを推進する。

2 環境と共生する施設・設備の整備

(1) 既存施設・設備を有効活用し、環境への負荷の軽減を図る。

- (ア) 施設の配置は、地形・生体の改変を最小限にとどめる等、周辺環境に与える影響の軽減に配慮して計画する。
- (イ) 学部学科等の使用面積の配分を見直し、既存施設の最大限の活性化を図り、使用効率を高める。
- (ウ) 実験機器や備品などの既存設備については、適切に維持管理を行いできる限り長期に利用すると共に、大型実験機器や使用頻度の少ない実験機器等については共同利用化を図る。
- (エ) 施設の整備に当たっては、環境に与える影響度合いを検討の上、学内関係委員会等との調整を図ると共に、情報を公開する。

(2) 自然の資源（太陽、雨水等）を活用した施設及び設備を整備する。

- (ア) 太陽光利用等エネルギーの有効利用や断熱性の向上等を通じて建築物の省エネルギー化を極力図る。
- (イ) 水利用の合理化、再利用を極力図る。
- (ウ) 自然光の積極的活用により照明負荷の低減に努める。
- (エ) 自然通風の積極的活用により、冷房負荷の低減に努める。
- (オ) 太陽光発電、太陽熱給湯、外気冷暖房等による自然エネルギーの利用に努める。

(3) 文化性の高い、潤いのある屋外環境づくりを推進する。

- (ア) 緑地の確保等を極力図る。
- (イ) 施設内外の緑化率を高めること等により、熱負荷の低減、地域生態系の保護・育成、都市気候の緩和等に努める。
- (ウ) ごみの不法投棄の防止に努め環境の保全を図る。

- (エ) ごみの分別に当たっては、再生可能な紙、ガラスビン、アルミ缶、スチール缶及びペットボトル、プラスチック類等の分別を行い、その収集・回収の徹底を図る。
- (オ) 未使用・不必要設備等の放置について、必要な所へ移管する。
- (カ) 昆虫や動植物と共生できる屋外環境づくりを推進する。
- (キ) キャンパス周囲の門扉、囲障の整備については地域環境との調和に配慮すると共に、緑豊かなキャンパスを地域に開放し、地域住民の理解のもとにエコキャンパスを推進する。

(4) 自然環境の破壊や健康を害する材料等の使用禁止の徹底及び自然材料やリサイクル材料の活用を図る。

- (ア) 廃棄物等から作られた建設材料の利用の促進を極力図る。
- (イ) 環境負荷の少ない自然材料の採用に努める。
- (ウ) 熱帯林の減少に配慮し、熱帯材型枠の合理化等に努める。
- (エ) 副産物の再利用及びリサイクル材の採用に努める。
- (オ) 個々の資機材の更新が容易となるように、分解が容易な材料、モジュール材料等の採用に努める。

(5) 国及び地方公共団体の環境保全施策を推進する。

- (ア) 国の環境保全に向けた次の取り組みをエコキャンパス構築指針に則り推進する。
 - ・「国の事業者・消費税としての環境保全に向けた取組の率先実行のための行動計画（平成7年6月13日に閣議決定）」
 - ・「省エネルギー型機器の導入、利用の促進について（平成6年7月4日省エネルギー・省資源対策推進会議申合せ）」
 - ・京都議定書目標達成計画（平成17年4月）
- (イ) 神奈川県及び横浜市の環境保全に向けた次の主な取り組みの施策についてエコキャンパス構築指針に則り推進する。
 - ・神奈川県環境基本計画（平成9年3月策定、平成17年10月改訂）
 - ・横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例（平成7年3月24日制定）
 - ・横浜市環境管理計画（平成16年3月改訂）

3 環境に配慮した管理・運営

(1) 省資源，省エネルギー及び廃棄物の適切な処理とリサイクルを推進する。

- (ア) 冷暖房負荷の低減，屋内温熱環境の改善を図る。
- (イ) 照明電力等の削減のため，人感センサーによる自動点灯・消灯設備の設置を推進する。
- (ウ) 電力消費の削減のため，自動販売機の設置をできる限り削減する。
- (エ) 自然エネルギーの利用の観点から，必要に応じ自立型の太陽光発電式外灯の設置を検討する。
- (オ) 舗装面の温度上昇や浄水設備への負荷の低減のため，アスファルト舗装を透水性舗装に改修する。
- (カ) 有害物質等の排出の削減や適切な処理が図られるよう必要な設備の整備等を図る。
- (キ) 施設整備や物品等の購入に当たり廃棄物の再使用やリサイクルの推進を徹底する。

(2) 大学開放や広報等により，本学のエコキャンパス構築指針とその実践取り組みについて，広く地域住民への周知を図る。

- (ア) エコキャンパス構築に関する情報及びエコキャンパス白書（環境報告書）をYNUの学外広報誌及びインターネットのホームページで随時，掲載・紹介する。

(3) 学生・教職員に対して，環境問題への意識の啓発とマナーの普及を図る。

- (ア) 環境分野に関するセミナー，講演会，公開講座あるいはボランティア活動といった様々な活動に関するポスター等の掲示を学内の随所で行い，参加者以外の学生・教職員への啓発を促す。
- (イ) ゼミ等を通じてどのようなキャンパスが環境と共生できるかアンケート調査を行い，またその結果を公表するなどして，学生・教職員の意識の中にエコキャンパスづくり及びその運営についての啓発とマナーの普及を図る。

(4) 教育・研究環境を常に良好な状態に維持保全するよう努める。

- (ア) 学内一斉清掃の実施に当たっては、より多くの学生・教職員に参加してもらえよう早い段階から事前の広報活動努めるとともに、ゼミ単位での参加を教官に要請する。
- (イ) 学園祭等の学内イベントにおいては、執行委員会に対してゴミの回収や管理に関する実行ワーキンググループの設置を要請し、キャンパス環境の維持保全をより一層積極的に行うよう働きかける。
- (ウ) 教育・研究環境の向上及び維持保全のため、定期的にキャンパス委員会は実態調査を行い、必要に応じて関係部局等に改善を促す。
- (エ) 廊下、階段等に置かれている実験機器、ロッカー、キャビネット等を整理し、避難通路を確保するとともに転倒事故等の防止に努める。

(5) 防災拠点として、その機能の確保、向上及び人的な安全性の確保を図る。

- (ア) 地域の防災拠点としての機能を果たすとともに、災害の防止のために、キャンパス内の緑化を計画的に整備推進するとともに、植え込み部分についてはその維持保全を図る。
- (イ) キャンパス内の自然林の保全に努め、防災に役立てる。
- (ウ) キャンパス内の施設の増設や整備に当たっては、常に防災の観点からその機能を充分果たせる設計とし、計画的に有効なキャンパス利用を行う。

(6) 国及び地方公共団体の環境保全施策を推進する。

- (ア) 大学の管理・運営においては、前記3 (5)における国及び地方公共団体の環境保全施策を推進する。

(7) I S O (国際標準化機構) 等に準拠した環境保全への取り組みを目指す

- (ア) 国際標準化機構の制定した環境マネジメントに関する ISO14000 シリーズの規格に準拠した環境保全への取り組みを自主的・積極的に行うこととし、ISO14000 シリーズの内容の検討、認証を受けた企業や大学がどのようなおに組み組んできたかを調査する。

